

精選問題集 Archive 〈2023 年度版〉

(2023 年度合格目標 Kudo project Swing-by Seminar 講義使用教材)

(2023/05/18 現在)

2023 年度合格目標 Kudo project Swing-by Seminar の講義使用教材である

「2023 年度版 精選問題集 Archive」におきまして以下の訂正箇所がございます。
大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは教材裏表紙のバーコード下に記載しております。

・最新 2023/05/18 更新

【2023/05/08 更新分】

健康保険法 (RU23273)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P39 健保-025 【解答】14 5 行目から 7 行目	「労働組合に雇用又は使用される者として被保険者となることができず、 <u>従前の事業主との関係においては被保険者の資格が継続する</u> 」	「労働組合に雇用又は使用される者として被保険者となることができず、 <u>また従前の事業主との関係においても被保険者の資格を喪失する</u> 」
訂正	P49 健保-028 【解答】18 2 行目	所定労働時間が 20 時間以上であること等の <u>5 要件</u> を満たした場合には被保険者とされる。	所定労働時間が 20 時間以上であること等の <u>4 要件</u> を満たした場合には被保険者とされる。
訂正	P207 健保-077 【解答】3 1 行目から 12 行目	P205 と解説文重複のため削除 一方、国保条例参考例等において規定されている「出産育児一時金の支給は、(中略)国民健康保険の保険者からは出産育児一時金の支給を行わないというものである。」 したがって、対象者が、健康保険の保険者から出産育児一時金の支給を受ける旨の意思表示をしない場合には、当該対象者には健康保険の保険者からの出産育児一時金が支給されないため、「これに相当する給付を受けることができる場合」には該当しないことから、国民健康保険の保険者が当該対象者からの申請を受けて出産育児一時金の支給を行うものである。	

年金法Ⅱ (RU23276)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P272 国年-044 【問題】 16 1行目及び3行目	昭和35年4月20日生まれの者が、令和5年4月25日に老齢基礎年金の支給繰上げの請求をした場合において、当該支給繰上げによる老齢基礎年金の額の計算に係る減額率は、 <u>9.6%</u> である（令元国択4-D改編）。	<u>昭和37年</u> 4月20日生まれの者が、令和5年4月25日に老齢基礎年金の支給繰上げの請求をした場合において、当該支給繰上げによる老齢基礎年金の額の計算に係る減額率は、 <u>19.2%</u> である（令元国択4-D改編）。
訂正	P273 国年-044 【解答】 16 4行目から文末まで	したがって、本肢の者は、 <u>老齢基礎年金の支給繰上げの請求をした令和5年4月25日において63歳であり、65歳に達する日の属する月の前月までの月数(24)を乗じて得た減額率は、9.6%となる。</u>	本肢の場合、 <u>1,000分の4に支給繰上げの請求をした日の属する月である令和5年4月から65歳に達する日の属する月の前月である令和9年3月までの月数48を乗じて得た率である19.2%が減額率となる。</u>

年金法Ⅲ (RU23276)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P450 国年-066 【問題】 10 5行目 下線部追加	解説文を下記に差替え	
		納付された保険料に係る直近の月が令和3年度以降の年度に属する月である場合の脱退一時金の額は、基準月（請求の日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間、保険料4分の1免除期間、保険料半額免除期間又は保険料4分の3免除期間のうち請求の日の前日までに当該期間の各月の保険料として納付された保険料に係る月 <u>及び産前産後期間の保険料免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る月</u> のうち直近の月をいう。）の属する年度における保険料の額に2分の1を乗じて得た額に保険料納付済期間等の月数に応じて政令で定める数を乗じて得た額とされている（平28国択2-B改編）。	

労働一般常識 (RU23283)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P174 女性-001 【問題】 1	削除 ※本問は、同法施行当初の内容のものですが、その後の適用範囲の拡大等の改正により現状と異なる部分が生じていることから、受講生の混乱を避けるため削除させていただきます。	
訂正	P175 女性-001 【解答】 1	削除	
訂正	P178 女性-004 【問題】 5 4行目から文末	なお、常時雇用する労働者の数が 300 人以下の一般事業主は、当該情報を定期的に公表するよう努めなければならないこととされている。	削除
訂正	P179 女性-004 【解答】 2 2行目	『300人』	『100人』
訂正	P179 女性-004 【解答】 5	(法16条)	(法20条1項)
訂正	P179 女性-004 【解答】 6	(法16条1項)	(法20条1項)
訂正	P180 女性-005 【問題】 1 3行目	300人を超える	100人を超える
訂正	P180 女性-005 【問題】 1 4行目	労働者の数が <u>300人以下</u>	労働者の数が <u>100人を超え300人以下</u>
訂正	P180 女性-005 【問題】 1 5行目	情報の公表の <u>努力義務</u>)	情報の公表義務)
訂正	P180 女性-005 【問題】 1 7行目	<u>300人以下の</u>	<u>100人以下の</u>
訂正	P181 女性-005 【解答】 1 4行目	<u>300人を超える</u>	<u>100人を超える</u>
訂正	P181 女性-005 【解答】 1 5行目	労働者の数が <u>300人以下</u>	労働者の数が <u>100人を超え300人以下</u>
訂正	P181 女性-005 【解答】 1 5行目	情報の公表の <u>努力義務</u>)	情報の公表義務)
訂正	P181 女性-005 【解答】 1 7行目	<u>300人以下の</u>	<u>100人以下の</u>

労働保険徴収法 (RU23283)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P94 徴収-029 【問題】 3 2行目	・・・3月31日までの期分の	・・・ <u>7月31日</u> までの期分の

【2023/05/18 更新分】

雇用保険法 (RU23282)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P194 雇用-001 【解答】 17	○	×

労働保険徴収法 (RU23283)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P94 徴収-029 【問題】 5 2行目 5/8 更新分 問題番号3番から5番へ訂正	・・・3月31日までの期分の	・・・ <u>7</u> 月31日までの期分の